

令和5年8月10日

以下のとおり、3件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】飲酒運転

1 被処分者の所属等	企画調整局 国際部 国際政策課 主任 水城 秀信 (41歳・男性)
2 処分年月日	令和5年8月10日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 免職
4 処分理由	<p>被処分者は、令和5年3月15日(水)、飲酒の予定がありながら自家用車を運転して小倉北区内に行き、12時30分頃から22時頃まで、複数の飲食店等(小倉北区内)において飲酒した。</p> <p>同日23時頃、被処分者は自家用車を運転し、小倉北区内の交差点において、車を停車させたまま車中で寝ていたところ、警察から声をかけられ、その場で呼気検査が実施された。被処分者から、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。</p> <p>その後、「酒気帯び運転」の疑いで任意捜査され、令和5年7月28日(金)に略式命令を受けた。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>
5 お問合せ先	北九州市企画調整局総務課 部長：春日、課長：高橋 TEL：093-582-2158

【事案2】暴行事件

1 被処分者の所属等	八幡東区役所 係長 45歳 男性
2 処分年月日	令和5年8月10日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 停職1月間
4 処分理由	<p>被処分者は、令和5年4月21日(金)23時45分頃、市内飲食店で会食した後、帰宅途中のJR黒崎駅にて駅員の顔を殴った疑い(暴行容疑)で、令和5年4月22日(土)に逮捕され、令和5年6月8日(木)に不起訴処分となった。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>
5 お問合せ先	北九州市八幡東区役所総務企画課 課長：木原、係長：彌榮(ミエ) TEL：093-671-1459

【事案3】自転車持ち去り

1 被処分者の所属等	門司区役所 主任 54歳 男性
2 処分年月日	令和5年8月10日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 減給10分の1 12月間
4 処分理由	被処分者は、令和5年5月11日（木）23時30分頃、帰宅途中において、他人の自転車を持ち去ったとして、令和5年5月12日（金）、占有離脱物横領容疑で逮捕され、令和5年6月9日（金）に不起訴処分となった。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
5 お問合せ先	北九州市門司区役所総務企画課 課長：神谷、係長：南谷 TEL：093-331-0001

■今後の対応（再発防止対策等）

今回の処分事案により、市民の皆様からの信頼を失う事態となった。今回の事態を真摯に受け止め、各課で行う事務改善会議や節目に行う階層別研修などあらゆる機会を捉えて、再発防止対策を粘り強く実施していく。

また、直近で飲酒に絡んだ事案が続いていることを踏まえて、飲酒に絡む事件・事故等の違法・迷惑行為を行うことがないように緊急の不祥事防止研修等を実施し、服務規律の保持徹底や倫理意識のさらなる向上を図り、綱紀粛正と信頼回復に努めてまいりたい。

【お問合せ先】

（事案について）

上記事案ごとの問い合わせ先

（処分について）

北九州市総務局人事課 TEL：093-582-2203

課長：大庭、係長：平野

令和5年8月10日

以下のとおり、1件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】傷害事件

1 被処分者の所属等	戸畑消防署 主査 54歳 男性
2 処分年月日	令和5年8月10日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 停職3月間
4 処分理由	<p>被処分者は、令和5年6月28日（水）23時50分ごろ、北九州市小倉南区の自宅前において、タクシー運転手に殴打（右顔部打撲、腰椎捻挫・打撲）し、令和5年6月29日（木）に傷害容疑で逮捕され、令和5年7月19日（火）に不起訴処分となった。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>

■今後の対応（再発防止対策等）

今回の処分事案により、市民の皆様からの信頼を失う事態となった。今回の事態を真摯に受け止め、各課で行う事務改善会議や節目に行う階層別研修などあらゆる機会を捉えて、再発防止対策を粘り強く実施していく。

また、直近で飲酒に絡んだ事案が続いていることを踏まえて、飲酒に絡む事件・事故等の違法・迷惑行為を行うことがないよう緊急の不祥事防止研修等を実施し、服務規律の保持徹底や倫理意識のさらなる向上を図り、綱紀粛正と信頼回復に努めてまいりたい。

【お問合せ先】

北九州市消防局人事課 TEL：093-582-3805
課長：中尾、係長：川崎